

別添

## 都道府県市民後見人育成事業の概要

|       |      |
|-------|------|
| 都道府県名 | 神奈川県 |
|-------|------|

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>委託先及び<br/>委託内容</p> | <p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民後見人養成・確保に向けた検討と県内の情報収集</li> <li>2 市民後見人養成研修の実施</li> <li>3 その他、事業の企画・運営に際し必要とされる業務</li> </ol>   |
| <p>事業内容</p>           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民後見人養成・確保に向けた検討<br/>市民後見人養成あり方検討会において検討（4回開催予定）<br/>(委員構成)<br/>学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、市町村、市町村社協<br/>(検討内容)<br/>・市民後見人の就任・活動形態のあり方（支援体制を含む）<br/>・市民後見人養成研修カリキュラム（基礎・実践）及び実施方法</li> <li>2 市民後見人養成研修の実施<br/>平成 25 年 2 月に、市民後見人養成講座（基礎研修）を 4 日間で実施。<br/>(研修の名称)<br/>市民後見人養成講座（基礎研修）<br/>(研修実施地域)<br/>市町村意向確認調査の結果をふまえ、翌年度に実践研修を実施予定の平塚市において実施する。<br/>(研修対象者)<br/>実施地域の市町村に在住で、平成 25 年 3 月 31 日現在で満 25 歳以上である方（上限は設けない）<br/>(研修カリキュラム)<br/>厚生労働省が示す「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準拠し、4 日間の基礎研修用のカリキュラムを作成。<br/>(講師)<br/>弁護士、社会福祉士、市町村行政職員、市町村社会福祉協議会職員など。</li> </ol> |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>事業スケジュール<br/>(予定を含む)</p> | <p>24年7月 市民後見人養成あり方検討会 1 回目<br/> 8月 市民後見人養成あり方検討会 2 回目<br/> 9月 市町村意向確認調査、市町村向け説明会<br/> 10月 市民後見人養成あり方検討会 3 回目<br/> 検討会の中間とりまとめを作成<br/> 11月 市民後見人養成講座（基礎研修）の開催広報<br/> 12月 市民後見人養成講座（基礎研修）説明会 2回<br/> 研修受講者募集（～25年1月）<br/> 25年2月 市民後見人養成講座（基礎研修） 4日間<br/> 3月 市民後見人養成あり方検討会 4 回目<br/> 検討会のまとめを作成<br/> 25年6月 市民後見人養成あり方検討会 5 回目（予定）</p> |
| <p>備 考</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知識を習得する基礎研修を県が広域開催、実務を体験する実践研修を市町村が開催する枠組みで市民後見人養成研修を実施する。</li> <li>○ 市町村が実践研修を行うことになるが、その担い手と想定される市町村社協が法人後見を行っていない市町村もあり、平成 24 年度に全市町村で養成体制を構築するのは困難。</li> <li>○ 当面は、法人後見を行っている市町村社協があり、かつ、市民後見人養成に取り組む意欲のある市町村を中心に、基礎研修を実施する予定。</li> </ul>  |